

「第2次船橋市文化振興基本方針（素案）」に対する意見募集の結果について

「第2次船橋市文化振興基本方針（素案）」に対する意見募集について、ご協力いただきありがとうございました。いただいたご意見の概要及びそれに対する本市の考え方について、取りまとめを行いました。

1. 実施概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 募集期間 | 令和3年12月15日～令和4年1月14日 |
| (2) 資料閲覧場所 | 市役所本庁舎（文化課、行政資料室）、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）、各出張所・連絡所、各公民館、各図書館、市のホームページ |
| (3) 意見を提出できる方 | ① 市内に住所を有する方
② 市内に通勤または通学されている方
③ この案に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など） |
| (4) 提出方法 | 直接持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか |

2. 実施結果

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 提出者数 | 3人（メール：2人、封書：1人） |
| (2) 提出意見数 | 4件 |

3. 第2次船橋市文化振興基本方針への反映

本基本方針は、本市の文化振興施策の方向性を総合的にまとめたものであり、個別の文化・芸術事業や文化財に関する具体的な取組を示す計画ではないことから、具体的な事業等の提案事項は基本方針に反映しておりません。

なお、第2次方針期間において美術及び文化財の分野で取り組むべき施策を、いただいた意見を踏まえながら重点プログラムとして本編第4章にまとめさせていただきます。

4. 提出された意見と意見に対する市の考え方

No	ご意見	市の考え方
1	<p>「新たな文化財の発見と研究発表の場を」</p> <p>船橋市と千葉県内を中心として旧下総国の市町村にある「国・県・市町村の指定文化財、特に有形文化財（建造物）を中心に」について約10年間1万か所弱の社寺を個人で調査研究し、資料を作成している個人の研究者です。特に江戸時代から明治時代の社寺にある装飾的彫刻にある彫刻とその彫刻師とその彫刻題材、流派を調査し、纏めた資料を船橋市西図書館の郷土資料室に約150冊寄贈しています。</p> <p>船橋市内では、全ての社寺建造物を調査し、文化財指定されていない建造物にある彫刻から、彫刻師の刻銘を発見し、推定でその彫刻師が各地で手掛けた年代から、建造された時期を推定できる資料を作成し文化課や各市町村の教育委員会に寄贈しております。私一人で県・市町村が調査した解説文から独自に勉強し、どのような箇所にもどのような芸術的な木彫彫刻を制作し、その社寺の時代的な背景、祭神、由緒から彫刻の題材が選ばれたのか、外部から観察して出来る調査をしておりますが限界は、棟札・古文書に接する機会に恵まれなのが実情です。</p> <p>研究発表の場は、市内では船橋地名研究会の小発表と季刊誌に写真付き小論文を掲載させていただいております。中には2年連続講演の依頼がある市、隣の市の史談会講演での発表、県内の史談会から原稿依頼があるのみの状態です。船橋市内ではこの分野の調査をしている人がいないので、公民館や市民大学などで発表する場や機会が無いので、寄贈している資料がどれほど評価され閲覧されているか不明です。</p> <p>今年後期高齢者になるので、この研究がいつまで継続できるか不安で、研究発表の場を設けていただけたら後継者の仲間を集め更なる文化財の発見に努めたいと考えております。</p>	<p>日頃より船橋市の文化財行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。また、寺社彫刻に関する調査成果をご寄贈いただいておりますこと、あわせて御礼申し上げます。</p> <p>文化財の保護・継承のためには、何よりも地域にある文化財をきちんと調査し、実態を把握することが重要だと考えております。また、調査成果を市民の皆様に還元するため、市が調査成果を市民共有の財産として、引き継いでいくことも重要であると考えております。</p> <p>そこで、基本方針の「4. 活かし伝える」の施策展開として、遺跡、有形・無形文化財、郷土芸能・祭事などの調査研究を行い、その成果を刊行物の発行、展示・講演会などを通じて市民の皆様に伝え、文化財を将来にわたり引き継いでいくことを掲げています。あわせて、文化財の間口を広げるための SNS 等を活用した情報発信に取り組みたいと考えており、文化財に関する重点プログラムとしてまとめております。</p> <p>なお、文化財保護法の改正にもあるとおり、文化財については、市民の皆様が文化財の価値を理解し、地域全体で文化財を保護・継承することが求められています。市としても、市民の皆様が地域の文化財に興味・関心を持つことが重要であると考えておりますので、今後も文化財の保護・継承に市民の皆様が主体的に関われるような機運醸成の手法を検討してまいります。</p>

No	ご意見	市の考え方
2	<p>「近世の文化財調査を実施と「船橋の文化財」の改訂を」</p> <p>近世の各種の文化財基礎調査が行われていない為、調査報告書が近隣市と比較して船橋市は少ない。また、船橋市指定文化財の件数が少ない。文化財審議委員会は開催されているか、新たな指定が選定や議事内容の広報がされていない様に思う。</p> <p>都市化が進み、木造建築物の建替えや改修工事が実施されているが、創建当時の建造物が急速に改変されている。社寺建造物では、宮司・住職・氏子・檀家の世帯交代が進み、氏子・檀家の減少により貴重な文化財を理解せず放置・改築されているものが多い。特に木造建築物は火災、盗難や自然災害で消滅する危険性が高い。</p> <p>郷土資料室で調べる際には、船橋市史・史談会・地名研究会や市民が独自に調査研究し寄贈された多岐にわたる資料を閲覧しないと、体系的な歴史や背景が解明できないのが実情と思う。これらの研究発表や記録をどのように収集し、纏め検証する作業が行われているか、この実態を教育委員会は掌握しているか疑問を抱いている。</p> <p>船橋市指定文化財である「二宮神社の社殿」は、あたかも本殿・幣殿・拝殿が一体的に同時期に建造されたとの誤った解説文が文化財資料に記載されている。またこの解説文が西図書館の展示コーナーの企画展に引用されていた。また本殿の彫物大工は現在の香取市（旧山田町）から来ており、近隣の習志野市・市川市・八千代市・白井市でも手掛けている。このような事例が市内に多数ある。このような調査は、市内のみならず近隣市まで文化課か学芸員が行うのか役割を明確にした方が良くと思う。</p>	<p>船橋市の歴史・文化財につきまして、培われてきた文化を将来に引き継いでいくためには、文化財に限らず地域の文化資源を発掘し、市民の皆さまに情報提供することが必要だと考えており、その基本方針の「4. 活かし伝える」の施策展開にも記載しております。</p> <p>また、未指定の文化財についても調査を行ない、市文化財に指定するなど、適切に保存するための必要な取組を行う必要があると考えており、文化財に関する重点プログラムとしてまとめております。市文化財の指定に関しては、調査を行い、調査成果をもとに、船橋市文化財審議会に諮り、議論を重ねて、所有者や管理者の方々の指定への同意と維持管理や今後の保存に対するご協力を得た上で、行っております。船橋市文化財審議会につきましては、市ホームページで議事録が公開されておりますので、ご覧下さいますようお願いいたします。</p> <p>なお、市の指定・登録文化財をまとめた冊子『船橋市の文化財』については、前回の改訂から年数が経っており、新たな知見等が反映されていない部分もございますので、ご指摘の部分も含め、必要な部分は修正を行い、改訂していきたいと考えております。</p> <p>いただきました個別のご意見につきましては、今後の文化財保護・活用及び普及事業を行う上で参考とさせていただきたいと考えております。</p>

No	ご意見	市の考え方
3	<p>市有コレクションによる美術館の検討がされていたかと思うが方向性の記載がない。財政的に困難な中ではあるが中長期でも方向性を示すべきと思います。</p>	<p>美術施策の拠点施設としての美術館の整備については、当初検討していた事業用地が確保できなかったこととあわせて、厳しい財政状況を鑑み、現状においては建設を見送り、今後は他の文化施設のあり方とあわせ長期的に検討を行うこととなっております。そのため、この5年間の文化施策の方向性を示す基本方針においては、掲載を見合わせております。</p> <p>なお、本市では、既存施設の活用とあわせ、施設に拠らない美術施策の展開を考えており、基本方針にも、重点プログラムとして「アートのまち ふなばし」プログラムとして、美術振興施策をまとめさせていただきました。</p>
	<p>消失を防ぐ取り組みとして市民からの寄贈の推進を進めてはどうかと思いません。保管場所の問題はありますが、市民が保有している美術品が相続等の際に廃棄処分されてしまったりする部分もあります。積極的に寄贈を呼びかけ市に由来の作品等ストックを推進することをお勧めします。</p> <p>またストック場所は温湿度の問題はありますが小中学校の空き教室等の活用が考えられます。市域南部は河川の氾濫や津波等も想定されるため保管施設や新設美術館は影響の少ない北部等が適地と思います。</p>	<p>美術品や、文化財の消失を防ぐ取組は大切であり、基本方針の「4. 活かし伝える」の施策展開の中でも、専門家の知見を参考に、素材や環境に応じた保存・継承の措置を行い、適切に保存していくことを掲げています。また、特に重要な美術品・文化財については、市指定文化財にすることなど、保存に必要な取組を行うことを考えております。</p> <p>また、市の美術コレクションの形成にあたっては、ご意見のような市民からの寄贈も収集方法の一つとして考えられますが、現在のところ美術品の収集方針が定まっていない状況です。今後、本市の美術史的・郷土史的観点を踏まえながら、美術コレクションにおける収集方針を考えてまいります。</p> <p>なお、美術品・文化財の保存場所の確保は、本市でも課題となっております。温湿度のほか、セキュリティや防火・防災対策も含め、保管するものに応じた適切な保存場所確保に努めてまいります。</p>

<p>4</p>	<p>「子ども達に見せるための書道展」の企画、実現を希望します。</p> <p>毛筆は十代以下くらいの若い頃から始めませんと、元気で勢いのある字が書けません。書に関心を持つには、まず良い作品に触れ、感動することが大切です。折しも「ふなばし」1月1日号で、高木厚人先生の実在を知りました。児童に愛情をもって語りかけるような毛筆作品を例えば半紙大の同一規格の色紙（白）に書いて展示する。ボランティアで書き下して下さる書家の方々を広報で募り、展示場所は市役所のロビーを利用。水筆によるお習字体験コーナーも設置すると、書いてみたいという子はたくさんいると思われます。水筆を思いつきましたのは、ふなっこ教室で当初墨汁による習字の助言をしていたところ、手や衣服、床を汚してしまう子どもがいたためです。</p>	<p>子供たちに対する文化・芸術に関する取組は大切であり、アンケートからも、市民の皆さまが今後取り組むべき事項として最も重要だという結果が出ております。そのため、基本方針の「3. 育みつながらる」では、子供たちが文化・芸術に親しみ、心豊かに成長するための取組の充実を掲げております。その中で、今後、学校での文化に関する教育の支援や文化事業を通じて子供たちが主役となる場の提供に取り組むことを考えております。</p> <p>ご意見にあるような書道を含め、子供たちが様々な文化・芸術に主体的な関わりが持てるよう、今後の事業展開を検討してまいります。</p>
----------	--	--